

を水道事業者が補助する助成金制度は、メータ下流側を含めた布設替を進めるという意味で有効な施策である。

助成金制度のメリットとしては、助成金という形で制度利用者に支給されるため、分かりやすく鉛製給水管布設替促進をアピールしやすい。また、起債制度と異なって、給水装置全体に適用可能である。

給水管所有者による鉛製給水管布設替のインセンティブを高める方策としては、助成金制度のほかに融資制度がある。

融資制度のメリットとしては、助成金制度が工事費の一部を補助するといっても残りの部分については、給水管所有者が負担しなければならないのに対して、融資制度の場合、給水管所有者自らの手持資金が現在なくても、工事を実施できるという点である。

一方、融資制度は、低利または無利子で融資するとはいっても、助成金制度のように現金を提供するわけではないので、利用者にメリットが伝わりにくい。実際に、融資制度を実施している事業者でも利用状況は低調であり、制度の周知方法に工夫が必要であり、体制を構築して融資制度を実施しているガス事業では円滑な制度運用が行われている。

(4) 組織体制と広報活動

鉛製給水管布設替のための財政的な問題を解決できた場合でも、布設替を円滑に実施するためには組織体制の整備やノウハウの蓄積等が不可欠であり、布設替を主要な業務として担当する職員が配置されることが必要と考えられる。

平成 15 年に日本水道協会が実施した調査では、鉛製給水管に係る広報を実施していない事業者が約半数にのぼっており、水道事業者全体としてみると鉛製給水管に関する広報が適切に行われている状況ではない。鉛製給水管の滞留水を飲用以外に使用するといった指導だけでなく、鉛製給水管の解消のためには、家の建替えに伴う鉛製給水管の布設替の要素も重要であるから、鉛製給水管が使用されている使用者（或いは所有者）に対しては、個々の給水装置の鉛製給水管使用状況を、個別広報により伝えていく必要がある。そうした意味で、広報は今後も非常に重要な課題である。

(5) 総合的な鉛製給水管対策の積極的推進

以上のとおり、鉛製給水管の布設替を推進するためには、鉛製給水管布設替計画の策定や起債制度をはじめとした財政制度の活用、組織体制の整備や積極的な広報活動の実施等により、総合的な布設替事業を積極的に推進していく必要がある。さらに、大規模事業者など、既にメータ上流部分について事業者による布設替を進めている事業者にあっても、鉛製給水管対策の次の段階として、例えば助成金制度や融資制度等の導入によりメータ下流側の鉛製給水管の解消についても、進めていくことが求められている。

